
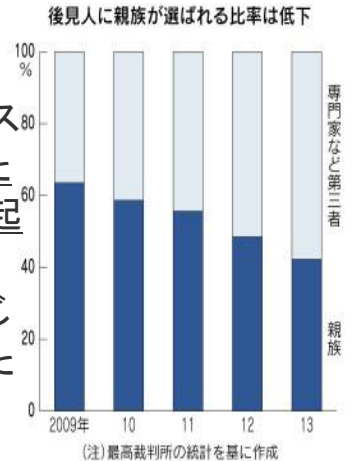




## 《信頼できる後見人ですか？》

 後見人には、子どもや配偶者などの親族が選ばれるケースが全体の4割。身内でありながら、後見人としての務めを果たさず、「預金を勝手に引き出して使ってしまう」と、いった例が起きている。

後見人は、財産管理の実情について帳簿などの提出を通じて家裁に報告しなければならない。後見人の中には、そうした報告を怠る人もいるようだ。



後見人に不正行為や職務怠慢が見つかった場合、周囲の親族などは、その解任を求めて家庭裁判所に申し立てることが出来る。悪質な場合には、家裁は職権によって後見人を解任することも可能。家裁に相談すると、まずは後見人とよく話し合っ解決するよう促される。話し合いで済まないのであれば、解任理由を文書に書いて家裁に提出する。**不正については、その証拠を掲げることが重要**という。

仮に、後見人に「問題あり」と、家裁が判断したとする。その後の対応は主に二つある。その1つは、解任の申し立てを受理するケース。家裁は後見人の陳述を聞いたうえで解任し、別の人に替えることができる。

もう1つは、後見人に自主的に辞任を求めるケース。後見人は辞任したからといって、責任から逃れられるとは限らない。例えば、私的流用があった場合、損害賠償などの民事責任や業務上横領罪などの刑事責任を問われる可能性がある。



最近では、親族ではなく、弁護士や司法書士などの専門家が、後見人に選ばれることが増えている。最高裁判所の2013年統計によると、親族以外が後見人になった比率は57.8%と、前年より6ポイント強高まった。親族間で予想されるトラブルを家裁が避ける狙いもあるようだ。後見人がきちんと、仕事しているかを、チェックする仕組みもある。「後見監督人」といい、必要に応じて家裁が職権によって選任できる。

最近では親族が後見人となる案件で、裁判所が後見監督人をつけるケースが増えてきたという。管理する財産が多額で内容が複雑であるほど、後見人はより重大な責任を求められる。

※日本経済新聞朝刊 2014年6月25日付参照

## 《回覧》

A	B	C	D	E	F	G